

# 令和6年度 業務関係積算基準及び標準歩掛 新旧対照表

単価適用年月日：令和7年4月1日まで

第1編 測量業務

## 3. 業務費の積算方式

### 3-1 測量業務費

測量業務費は、次式による。

$$\begin{aligned} \text{測量業務費} &= \text{測量作業費} + \text{測量調査費} + \text{消費税相当額} \\ &= (\text{測量作業費} + \text{測量調査費}) \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

#### (1) 測量作業費

$$\begin{aligned} \text{測量作業費} &= \text{直接測量費} + \text{間接測量費} + \text{一般管理費等} \\ &= \text{直接測量費} + \text{諸経費} \\ &= (\text{直接測量費} - \text{成果検定費}) \times (1 + \text{諸経费率}) + \text{成果検定費} \end{aligned}$$

#### (2) 諸経費

測量作業費に係る諸経費は、次表により直接測量費(成果検定費を除く)ごとに求めた諸経费率を、当該直接測量費(成果検定費を除く)に乗じた額とする。

諸経费率標準値

	(%)		
直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの
諸経费率	91.2	算出式による	51.7

算出式

$$z = 371.23 \times P^{-0.107}$$

z：諸経费率(%)

P：成果検定費を除く直接測量費(円)

(注)1. 諸経费率は、小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

#### (3) 測量調査費

測量調査費は、「第III編第1章 土木設計業務等積算基準」による。

「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上するものとする。

なお、測量調査についての運用は、次表による。

単価適用年月日：令和7年5月1日以降

第1編 測量業務

## 3. 業務費の積算方式

### 3-1 測量業務費

測量業務費は、次式による。

$$\begin{aligned} \text{測量業務費} &= \text{測量作業費} + \text{測量調査費} + \text{消費税相当額} \\ &= (\text{測量作業費} + \text{測量調査費}) \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

#### (1) 測量作業費

$$\begin{aligned} \text{測量作業費} &= \text{直接測量費} + \text{間接測量費} + \text{一般管理費等} \\ &= \text{直接測量費} + \text{諸経費} \\ &= (\text{直接測量費} - \text{成果検定費}) \times (1 + \text{諸経费率}) + \text{成果検定費} \end{aligned}$$

#### (2) 諸経費

測量作業費に係る諸経費は、次表により直接測量費(成果検定費を除く)ごとに求めた諸経费率を、当該直接測量費(成果検定費を除く)に乗じた額とする。

諸経费率標準値

	(%)		
直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの
諸経费率	95.8	算出式による	61.4

算出式

$$z = 288.50 \times P^{-0.084}$$

z：諸経费率(%)

P：成果検定費を除く直接測量費(円)

(注)1. 諸経费率は、小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

#### (3) 測量調査費

測量調査費は、「第III編第1章 土木設計業務等積算基準」による。

「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上するものとする。

なお、測量調査についての運用は、次表による。